

本別町新型コロナウイルス感染症 雇用安定化支援事業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が急減した、町内中小商工事業者に対して補助します。

※この事業は本別町から助成を受けて実施いたします

◆補助対象者（以下の要件をすべて満たすもの）

(1) 町内に住所を有し、町内で営業する中小商工事業者で、北海道が定める「新北海道スタイル」を実践し、引き続き営業を継続していく意思があるもの

※中小商工事業者とは日本標準産業分類に規定する、小売業、宿泊業、飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、一般乗用旅客自動車運送業を指します

(2) 中小企業信用保険法（昭和25年法律264号）第2条第1項に定める中小企業者

(3) 町税及び国民健康保険税の滞納がなく、本別町暴力団排除条例（平成25年条例第3号）第2条第1号、第2号又は第3号に該当しないもの

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年3月及び4月の売上合計額が前年同2か月間もしくは前々年同2か月間の合計額との対比で、30%以上減少したもの

ただし、新規開業により令和2年3月及び4月の売上合計額との対比が困難な場合、開業月から令和3年2月までの売り上げの平均額に2を乗じた額との対比によるものとします

◆補助対象経費及び交付額

交付額	限度額	備考
従業員1人当たり10万円	1事業所30万円	令和3年3月1日以前に雇用保険被保険者であり、令和3年4月30日現在も雇用しているもの
アルバイト1人当たり3万円	1事業所15万円	令和3年3月1日から令和3年4月30日までの1か月間で、6万円以上給与を支給しているもの

◆申請方法（提出書類等）

- ・補助交付申請書（本別町役場企画振興課または本別町商工会にあります）
- ・令和3年3月～4月及び前年または前々年の3月～4月の売上が分かる書類（売上台帳等）
- ・令和2年度の所得税申告書の写し、法人にあっては法人税申告書の写し ※本別町商工会員は不要
- ・雇用保険被保険者証、賃金台帳等支払いが確認できるもの

◆提出先 本別町商工会

申請受付期間

5月20日（木）～10月29日（金）

問い合わせ 本別町商工会 ☎22-2529

※裏面もご覧ください